平成３０年（フ）第２６号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番32号　シティフラット大畑Ｂ103号、旧住所静岡県藤枝市高柳３丁目１番32号　シティフラット大畑Ｂ203号
債務者　工藤　恭子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　俊平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
愛知県西尾市下町下山18番地24
債務者　小野山金一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３４０号
京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町14番地　フロントパークマイズ　403号、前住所京都市南区東九条西河辺町41番地３　コープ野村京都南615号
債務者　梅井　和行
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拾井　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４号
北海道新冠郡新冠町字大富186番地の３
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第９号
宮城県大崎市古川大宮６丁目３番16号　コーポアリッサム201号、従前の住所宮城県大崎市古川休塚字熊野10番地２
債務者　後藤　雄二
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
新潟市西蒲区押付568番地６
債務者　杉田　藍子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本938番地の３　コーポラス奈良本Ⅱ201号
債務者　若山　昭一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本938番地の３　コーポラス奈良本Ⅱ201号
債務者　若山美佐子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２１６５号
名古屋市西区清里町69番地の89　市営比良荘東１棟608号
債務者　小島　真美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４２号
愛知県尾張旭市井田町１丁目172番地　コーポ旭103号
債務者　鈴木　貞清
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
三重県鈴鹿市寺家４丁目８番20号
債務者　近藤　　真
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目10番地の１　コスモ武庫川公園703号
債務者　神谷　健一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目32番４号　シャーメゾンフルール201号
債務者　山本次子こと　金　　次子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市口田中１丁目14番２－208号、前住所兵庫県尼崎市御園２丁目７番22号　ユウアムール205号
債務者　石川　隆一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地102
債務者　松本知佐子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鳥取地方裁判所民事部